

定 款

株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ

改定記録

制定 平成 26 年 10 月 1 日
改定 平成 28 年 4 月 1 日
改定 平成 28 年 6 月 29 日
改定 平成 30 年 5 月 1 日
改定 令和 2 年 6 月 26 日
改定 令和 4 年 6 月 22 日
改定 令和 5 年 3 月 1 日
改定 令和 8 年 7 月 1 日

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ と称し、
英文では Tokyo Kiraboshi Financial Group, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに付帯関連する一切の業務
2. その他銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,005,000,000株とする。

② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	1,000,000,000株
第2回第一種優先株式	5,000,000株

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、全ての種類の株式について100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等、および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 優先株式

(第一種優先配当金)

第13条 当社は、第44条第1項に定める日を基準日とする剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2回第一種優先株式を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下、「第一種優先配当金」という。）を支払う。第一種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率を乗じて算出した金額。ただし、配当年率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合は金融商品に用いられる金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

ただし、当該事業年度において第13条の2に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

- ② ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手續の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手續の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(第一種優先中間配当金)

第13条の2 当社は、第44条第2項に定める日を基準日とする中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

(第一種優先株主に対する残余財産の分配)

第13条の3 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を金銭により支払う。

第一種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を踏まえて各第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める金額。

- ② 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(第一種優先株主の議決権)

第13条の4 第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、

(i) 各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行う旨の決議がなされず、かつ、(a) 当該事業年度に係る定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行う旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b) 第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行う旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、(ii) 第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行う旨の取締役会決議または株主総会決議がなされるまでの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(金銭を対価とする取得条項)

第13条の5 当社は、各第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、当該第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、当該第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、金銭を交付する。

- ② 前項に基づき当社が第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法により行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第13条の6 第一種優先株主は、各第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める当該第一種優先株式の取得を請求することができる期間（以下、「取得請求期間」という。）中、当社に対し、自己の有する第一種優先株式の取得を請求することができる。かかる請求があった場合、当社は、第一種優先株主が取得を

請求した第一種優先株式を取得するのと引換えに、当該第一種優先株主に対し、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、当会社の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

- ② 第一種優先株式1株当たりの取得価額は、当初、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができる。当会社は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正される。

(普通株式を対価とする一斉取得)

第13条の7 当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当会社は、第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、当該第一種優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める条件をもって、当会社の普通株式を交付する。当会社は、当該決議により交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

(第一種優先株式の優先順位)

第13条の8 各第一種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(第一種優先配当金等の除斥期間)

第13条の9 第45条の規定は、第一種優先配当金および第一種優先中間配当金の支払について、これを準用する。

(株式の分割または併合および株式無償割当て)

第14条 当会社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

- ② 当会社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

第4章 株主総会

(株主総会の招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第16条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第17条 当会社の株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第20条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第21条 第17条、第18条、第19条第1項および第20条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

- ② 第19条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。
③ 第16条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第5章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任方法)

第23条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から社長1名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第26条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第29条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第32条 当社の監査役は、6名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第37条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始日の日から満5年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以 上